

令和7年度 事業計画

(令和7年5月1日～令和8年4月30日)

当協議会は、一般消費者の自主的かつ合理的な選択に資するとともに、家電製品の取引の公正化を図り、国民生活の安定と家電業界の健全な発展に寄与することを目的とし、事業を展開する。

そのために、公益社団法人に相応しい協議会運営をめざし、公益性の高い諸施策を基本に掲げ、製造業部会と小売業部会の両部会の連携の下、所管する公正競争規約の運用を中心に各部会の担当事業を積極的・効果的に推進する。

ここ近年においては、社会環境変化の中で見られた、安全衛生やデジタルネットワーク等に関連する新たな技術、マーケティング手法、消費者ニーズに関わる法整備や行政等の動向に追随し、公正競争規約の精査・見直しをも視野に入れた活動をしてきた。とりわけ直近においては、いわゆるステルスマーケティング告示をはじめとする法令の改正について、周知徹底と、規約・規程や体制の整備に努めてきたが、今年度も規約見直しも視野に対応を図る。

これらの活動基盤として、まずもって会員企業及び委員における公正競争規約や関連法令についての理解と法令遵守意識の向上を図ると共に、新規会員の加入促進を図り、消費者や関係団体に対しても、規約の普及啓発を推進する。また、直接あるいは関係団体を通じて消費者意識や市場環境について調査把握し、活動指標の一つとする一方、行政機関も含め関係の構築強化を図り、法令違反の未然防止や措置対策、規約整備等に関する一層の連携体制をめざす。加えて、今年度施行される公益法人制度の改正についても、理解を深めると共に、ガバナンス強化等の要請事項に対応していく。そして、以上の項目を持続運営していくために、経営収支構造や風土の改革も合わせた協議会運営の見直し、改善を継続して推進する。

第1 協議会全体の事業計画の概要

I 規約の厳正かつ適正な運用等

「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」等への適切な対応と、所管する規約の厳正かつ適正な運用等

1 家電公正競争規約の周知徹底・普及促進による違反の未然防止、被疑事案の調査・是正指導

- (1) 規約・施行規則・運用基準等の周知・普及啓発と、そのための研修会等の開催
- (2) 法令・規約の遵守状況の掌握・点検と、規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
- (3) 市場実態や事例の調査・研究と共有、啓発ツールの制作、活動への反映
- (4) 取引環境の変化に伴い新たに生じる規約運用に関連する諸課題への、規約

や運用基準等の見直しも含む対応

(5) 三規約各々の運用に当たっての個別の活動

2 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

- (1) 消費者アンケートや消費者懇談会等の活用による消費者意識の施策反映
- (2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知
- (3) 事業活動の開示・情報発信、規約の周知普及、シンボルマーク認知度向上のための取組等、広報活動の推進
- (4) 部会間、本部・支部間における実務やスキルアップ支援の連携・協力
- (5) 関係行政機関、関係団体との連携の強化
- (6) 非会員事業者の加入促進

II 公正な取引の推進

1 独占禁止法、景品表示法等に関する調査・研究、研修開催、啓発ツール作成等を通じた、会員のコンプライアンス向上と、コンプライアンス関連人材育成の支援

- (1) 独占禁止法、景品表示法に関連する調査・研究や、研修開催、eラーニング受講推進
- (2) 下請法等の改正内容や、ダークパターンに関する規制動向についての情報収集・研究

2 一般消費者の適正な商品選択を確保する観点からのメーカー説明員に関連した調査・検討

- (1) 欺まんの顧客誘引防止のため識別マーク着用の徹底
- (2) 「店頭説明員実態調査」の実施により識別マーク着用と作業実態の把握
- (3) メーカー説明員に関連する法令等の研究

III 家電業界の変化に対応した公益社団法人に相応しい適正な協議会運営

家電業界動向や消費者意識等の変化への対応と運営基盤の体質強化・改善

- (1) 協議会内の各種会議体の円滑かつ適切な運営、事業計画と予算執行の進捗確認
- (2) 持続的な経営基盤や風通しの良い組織風土保全のための、事業運営の変革に向けた継続的な取り組み推進
- (3) eラーニングシステムの積極的活用と、規約の普及啓発、運用スキルアップ
- (4) 他業界の公正取引協議会や関係団体との交流による協議会活動のレベルアップ
- (5) オンライン活用等による会員間の情報共有の強化・迅速化
- (6) 情報セキュリティ、緊急事態対応、生産性等の保全・改善に向けた情報通信基盤の継続整備

第2 製造業部会の事業計画の詳細

I 規約の厳正かつ適正な運用等

「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」等への適切な対応を図りつつ、次のとおり、所管する規約の厳正かつ適正な運用等を図る。

1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進による違反の未然防止、違反被疑事案の調査・是正指導

(1) 規約・施行規則・運用基準等の周知

- ① 研修会の開催等、規約の周知徹底に対する支援を行う。
- ② 規約研修のためのeラーニングシステムについて、テキスト及びテストの見直しを行うとともに、継続受講に向けた検討を行い、会員のコンプライアンス意識の更なる醸成と、規約運用スキルの向上を図る。

(2) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

製造業表示規約の規定及び同規約の違反被疑事案の事務処理に関する規則に基づき、規約違反被疑事案について、迅速に調査を行うとともに、違反事実が認められた場合には、厳正かつ適正な措置を講ずる。

(3) 取引環境の変化に即した、広告・表示の課題の調査・研究、運用基準の見直し等

- ① 消費者にとってより有益な情報となる「比較表示」の規約改定及び関連文書の検討を行う。
- ② ステルスマーケティング告示に対応する規約改定に向けた検討を行う。
- ③ カタログ等の表示のデジタル媒体活用に対応した規約のあり方について研究する。
- ④ 電力料金の状況を確認し、目安単価の検討を行う。

2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進による違反の未然防止、違反被疑事案の調査・是正指導

(1) 規約の周知徹底のための研修会、勉強会の開催と支援

- ① 会員事業者を対象とした本部主催のオンライン規約研修会を2回開催し、規約の周知徹底を図る。なお、これまで後記の「景品規約普及強化月間」の一環として製造業支部主催で開催してきた研修会についても、原則として本部主催のオンライン研修会に合流、活用することとする。
- ② 会員向けeラーニングコースの受講を推進し、会員のコンプライアンス意識の更なる醸成と、規約運用スキルの向上を図る。

(2) 「景品規約普及強化月間」の実施

「景品規約普及強化月間」を設定し、合展DM等における景品企画の分析・チェックを年間1回以上実施することにより、景品規約の周知普及と違反行為の未然防止を図る。

(3) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

景品規約の規定及び同規約の違反被疑事案の処理要領に基づき、規約違反被疑事案について、迅速に調査を行うとともに、違反事実が認められた場合には、厳正かつ適正な措置を講ずる。

(4) 事例の研究と事例集の作成

規約の内容の普及・啓発を図るため、「景品規約普及強化月間」で収集した合展DMから参考事例を抽出し、事例集を作成する。

また、様々な景品企画事例について研究を行い、会員事業者が同様の企画を実施する場合の留意事項を取りまとめ、啓発を図る。

さらに、違反行為該当性に関する判定困難事例については、消費者庁の考え方も確認し、解釈の確立を図る。

3 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者アンケートや消費者懇談会等の実施活用による消費者意識の施策反映

取引実態の変化等に即した規約の適正かつ効果的な運用や見直しに資するため、消費者アンケートや消費者懇談会等を活用し、消費者の意見・要望を聴取する。

(2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知

不当な二重価格表示の未然防止を図るため、毎月、会員各社の過去1年分の希望小売価格の「価格撤廃一覧表」を価格撤廃情報として当協議会のホームページに掲載することにより、その周知に努める。

(3) シンボルマーク認知度向上のための取組等、広報活動の推進

① 一般消費者が当協議会の会員、非会員を容易に識別でき、安心して商品選択ができる取引環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図るため、シンボルマークの認知度向上を図るための施策を検討し取組む。

② 当協議会の会報（「家電公取協ニュース」、「家電公取協の活動報告」）、紹介動画、ホームページ、フェイスブックページ等について更なる活用方法や改修等も講じながら、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報に努める。

(4) 支部及び小売業部会との連携・協力

① 全国支部活動推進会議を定期的を開催することなどにより、本部と支部との間の連絡調整を緊密に行う。

② 支部が行う規約普及研修会や消費者懇談会等の開催活動を通じた規約の啓発や消費者意識の聴取の推進に際し、本部がそれらの具体的内容に関して必要な検討と支援を行う。

③ 小売業部会が運用する小売業表示規約の一層の周知徹底、普及促進についても、研修会支援、啓発ツール作成等の活動を通じ協力するとともに、常に小売業部会と協議しつつ、部会間の効率的な協力の仕組みについて検討を行う。

- ④ 小売業部会における規約研修のためのeラーニング用教材の作成を支援する。
- ⑤ 小売業部会における委員会活動や「正しい表示 店頭キャンペーン」等の実施に協力する。
- (5) 行政機関及び関係団体との連携強化等
 - ① 規約の運用に当たり、必要に応じ、消費者庁、公正取引委員会、都道府県の景品表示法担当部署の行政官等を講師として招聘した説明会、セミナーを実施するなど行政機関との緊密な連携を図る。
 - ② 支部においても現地での活動を通じ、関係行政機関・消費者団体等との連携強化等を図り、本部はそれらについて必要な連携と支援を行う。
 - ③ 家電業界における適正表示を推進するため、関係工業会から審議要請のある表示に係わる自主基準等について審査を行うとともに、必要に応じ、情報交換、意見交換を実施することなどにより連携の強化を図る。
- (6) 非会員事業者の加入促進を図る。

II 公正な取引の推進

- 1 独占禁止法、景品表示法等に関連する研修の開催、調査・研究等を通じ、会員におけるコンプライアンス向上と、コンプライアンス関連人材育成を支援する。
 - (1) 会員のコンプライアンス意識の向上を目的とし、専門委員会が合同で研修会を開催する。テーマには、製造業部会全体として共有すべきものを取り上げ、課題として共有し、各専門委員会が連携して解決に取り組む研修会と位置づける。
 - (2) 下請法等の改正内容について研究を行い、留意事項等を取りまとめ、Q&Aを作成する。
 - (3) 前年度実施した他業界の公正競争規約の研究結果に基づき、Q&Aを作成する。
 - (4) ダークパターンに関する規制動向について情報収集を行う。
 - (5) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」のeラーニング受講を推進する。
- 2 一般消費者の適正な商品選択を確保する観点からのメーカー説明員に関連した調査・検討
 - (1) メーカー説明員の識別マークの着用状況、業務内容の実態把握を内容とする「店頭説明員実態調査」を年2回程度実施する。
 - (2) 量販店店頭における会員事業者の説明員に対し、識別マークの着用を徹底するとともに、規約や関係法令に抵触するおそれのある作業内容の改善を要請する。

III 適正な協議会運営

当協議会の事業内容について、家電業界の動向や消費者意識等の変化への対応を図り、会員企業・団体の拡大推進も含め、運営基盤の体質強化と改善に努める。

- (1) 製造業部会内の各種会議体を円滑かつ適切に運営し、正しく迅速な経営判断に導く。また、製造業部会の事業計画と予算の進捗確認をする。
- (2) 経営収支構造の改善や風通しの良い組織風土をめざし、また公益法人制度改正の動きも睨みながら、旧来の慣例の見直しも含め様々な視点から事業運営の変革や、ガバナンスの強化に向けた取組みを継続的に推し進める。
- (3) オンライン会議やeラーニングシステムを積極的に活用し、規約の普及啓発、運用のスキルアップ、各種委員会活動の交流促進、会員間の知見・情報の共有の活性化と効率化を図る。
- (4) 消費者団体や行政を通じ、より外部への活動周知、法令・規約の啓発活動を推し進めていく。
- (5) 他業界の公正取引協議会や関係団体との交流や知見交換の機会を見出し、家電公取協活動のレベルアップを図る。
- (6) 情報セキュリティ、緊急事態対応、生産性等の保全・改善に向け、情報通信基盤を継続整備する。

第3 小売業部会の事業計画の詳細

I 規約の厳正かつ適正な運用等

「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」等への適切な対応を図りつつ、次のとおり、所管する規約の厳正かつ適正な運用等を図る。

1 小売業表示規約及び製品業景品規約の周知徹底・普及促進による違反の未然防止、被疑事案の調査、是正指導

(1) 規約の周知徹底と普及啓発のための規約研修会の開催と支援

本部主催の研修会の開催とともに、研修教材の充実に努め、支部での開催などを支援し、会員の規約運用スキルの向上を図る。

(2) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

規約違反被疑事案については、規約及び違反被疑事案の処理要領に基づき、迅速に調査を行うとともに、違反事実が認められた場合には、厳正かつ適正な措置を講ずる。

(3) 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施と新たな実施要領での実施の定着

規約の普及・啓発及び規約違反の未然防止を図るため、支部において、都道府県や消費者団体とも連携して、「正しい表示 店頭キャンペーン」を実施する。また、同キャンペーンの新たな実施要項での実施の定着のため、各支部において、より主体的かつ効率的な実施を促進する。

(4) 本部チラシ調査等の実施

規約違反被疑事案の効果的な把握とその是正活動を推進するため、本部チラシ調査を年2回実施する。

(5) 取引環境の変化に伴い新たに生じる規約運用に関連した諸課題への対応

下取り・買取り制度の拡大に伴い、新たに生じる規約運用上の諸課題（下取り無しの場合の提示価格と実勢価格との整合）について、論点を整理し検討を行う。

2 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者意識の掌握のための消費者懇談会等の活用と施策反映

取引実態の変化等に即した規約の適正かつ効果的な運用や見直しに資するため、消費者懇談会等を活用し、消費者の意見・要望を聴取する。

(2) シンボルマーク認知度向上のための取組等、広報活動の推進

① 一般消費者が当協議会の会員・非会員を容易に識別でき、安心して商品選択ができる取引環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図るため、シンボルマークポスターやステッカー等の店頭掲示の徹底など、シンボルマークの認知度向上のための取組を推進する。

② 当協議会の会報（「家電公取協ニュース」、「家電公取協の活動報告」）、紹介動画、ホームページ、フェイスブックページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的広報に努める。

(3) 支部活動の推進と製造業部会との連携等

- ① 支部活動の一層適切な運営を推進する。また、その推進に当たっては、製造業部会とも適切な連携を図るとともに、必要に応じ同部会とも協議しつつ、部会間の効率的な連携について検討を行う。
 - ② 支部においてもチラシ表示を中心に規約に関する調査を実施するとともに、「支部規約指導委員会」を定期的に開催し、規約違反に対する指導、是正措置等の効果的な活動を行う。
 - ③ 製造業部会と小売業部会とで運用する製品業景品規約に関し、支部を通じ会員への周知、普及活動を行う。
- (4) 行政機関との連携の強化等
- ① 会員外事業者による被疑事案に対しては、一般消費者の利益を確保するとともに、当協議会会員が競争上不利にならないようにするため、規約を参酌した措置の要請を添え消費者庁への情報提供を行う。
 - ② 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施等規約の運用に当たり、消費者庁、公正取引委員会及び都道府県の景品表示法担当部署との連携を密にする。
- (5) 非会員事業者の加入促進

II 公正な取引の推進

会員のコンプライアンス意識の向上を図る観点から、会員の関心の高い独占禁止法、景品表示法等に関連するテーマを取り上げ、情報の共有と研究を行う。

III 適正な協議会運営

当協議会の事業内容について、家電業界の動向や消費者意識等の変化への対応を図り、会員企業・団体の拡大推進も含め、運営基盤の体質強化と改善に努める。

- (1) 小売業部会内の各種会議体を円滑かつ適切に運営し、正しく迅速な経営判断に導く。また、小売業部会の事業計画と予算の進捗確認をする。
- (2) 経営収支構造の改善や風通しの良い組織風土をめざし、また公益法人制度改正の動きも睨みながら、旧来の慣例の見直しも含め様々な視点から事業運営の変革や、ガバナンスの強化に向けた取組みを継続的に推し進める。
- (3) オンライン会議やeラーニングシステムを積極的に活用し、規約の普及啓発、運用のスキルアップ、各種委員会活動の交流促進、会員間の知見・情報の共有の活性化と効率化を図る。
- (4) 消費者団体や行政を通じ、より外部への活動周知、法令・規約の啓発活動を推し進めていく。
- (5) 他業界の公正取引協議会や関係団体との交流や知見交換の機会を見出し、家電公取協活動のレベルアップを図る。
- (6) 情報セキュリティ、緊急事態対応、生産性等の保全・改善に向け、情報通信基盤を継続整備する。

以上